

○島根県警察建設工事等監督要領について

(平成21年2月27日島会甲第485号各所属長あて県警察本部長例規通達)

島根県警が発注する建設工事又は建設工事に係る調査、設計及び工事管理に係る委託業務の監督業務について、その要領を別添のとおり作成し、平成21年3月1日以降に起案する建設工事又は委託業務から適用することとしたので、事務処理に誤りのないようになされたい。

別添

島根県警察建設工事等監督要領

第1 趣旨

島根県警察が発注する建設工事及び委託業務の適正かつ円滑な履行を確保するため、監督業務についての必要事項は、法令その他別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

用語	定義
建設工事	建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事で、島根県警察が執行する工事をいう。
委託業務	建設工事に係る調査、設計及び工事管理等に係る委託業務で、島根県警察が執行する業務をいう。
島根県警察	島根県警察本部又は警察署をいう。
契約担当者	島根県警察本部長又は警察署長をいう。
監督職員	島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第70条の規定により、契約担当者から監督を命ぜられた監督員及び監督補助員の総称をいう。
設計図書	建設工事においては設計図、現場説明書、質疑応答書を、設計委託業務においては委託設計要領書、基本計画書、設計委託仕様書を、工事管理委託業務においては工事管理業務委託要領書、工事管理業務委託実施基準を、地質調査業務においては調査計画図、地質調査仕様書をいう。その他調査業務においては、調査計画書、調査仕様書をいう。

第3 監督員を置く建設工事等

- 1 予算上の節区分が工事請負費で執行する建設工事
- 2 予算上の節区分が需用費（施設修繕費）で執行する請負対象額が50万円以上の施設修繕
- 3 上記以外で契約担当者が監督員を置くことが必要であると認めた請負契約

第4 監督職員の任命

- 1 契約担当者は、監督職員任命書（様式第1号）により監督職員を任命し、監督職員任命通知書（様式第2号）により請負者へ通知する。このとき、必要に応じて監督職員任命通知書（様式第3号）により関係所属長へ通知するものとする。
- 2 契約担当者は、島根県警察に勤務する職員の中から適任者を監督員として任命するものとする。
- 3 契約担当者は、工事箇所が広範囲に及ぶ等の理由により、業務が煩雑化するおそれがあると認められるときは、島根県警察に勤務する職員の中から適任者を監督補助員として任命することができる。

第5 監督職員の権限及び任務

- 1 監督職員は、次に掲げる権限を有する。

- (1) 建設工事請負契約約款又は業務委託契約書（以下「契約約款」という。）に定める監督職員の権限
- (2) 設計図書によるもののほか、次に定める権限
 - ア 建設工事
 - ア 契約の履行についての請負者に対する指示、承諾又は協議
 - イ 設計図書に基づく建設工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾
 - ウ 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査
 - イ 委託業務
 - ア 契約の履行についての受託者に対する指示
 - イ 契約書及び設計図書の記載内容に関する受託者からの確認の申し出又は質問に対する承諾若しくは回答
 - ウ 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- (3) 請負代金の変更、工期の変更、仕様の変更等、契約に関する変更が生じるときの契約担当者への報告

2 監督職員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 監督員
 - ア 1の(1)の処置
 - イ 1の(2)のアの(ア)の指示、承諾若しくは協議又は同(2)のイの(イ)の指示の処置
 - ウ 1の(2)のアの(イ)の作成及び交付若しくは承諾又は同(2)のイの(イ)の申し出、承諾及び回答の処置
 - エ 1の(2)のアの(ウ)の管理、立会、検査若しくは試験又は同(2)のイの(ウ)の確認、照合及び調査の実施
 - オ 1の(3)の処置
 - カ 関連する二つ以上の建設工事又は委託業務の監督をする場合における工程等の調整の処置
 - キ 建設工事又は委託業務の内容の変更、一時中止又は打切りの必要が生じた場合における当該処置を必要とする理由、その他必要と認める事項の契約担当者に対する報告
 - ク 請負者側の工事関係者又は受託者側の業務関係者に建設工事又は委託業務の施工、管理等について著しく不相当と認められるものがあるときの請負者又は受託者に対する処置の請求並びに契約担当者への報告
 - ケ 建設工事又は委託業務の施工内容が設計図書に適合しないと認められ、必要がある場合の請負者に対する改造又は補修の請求及び破壊検査の実施並びに契約担当者への報告
 - コ 設計図書と現場又は業務内容の不一致、表示の不明確及び現場の状況の相違等の条件変更についての調査、通知等の処置
 - サ 臨機の処置に係る請負者又は受託者に対する意見及び処置の請求並びに契約担

当者への報告

シ 支給材料及び貸与品の引渡し並びに残材料及び貸与品の引取り等

ス その他、建設工事又は委託業務の執行を適正に行うための措置

セ 監督補助員を任命したときは、監督業務の総括及び監督補助員の指導監督

(2) 監督補助員の任務

監督補助員は監督員を補助し、監督員の指示による2の(1)のアからスまでの任務の遂行

第6 一般的注意事項

監督職員は、常に公正な立場で建設工事又は委託業務の監督を行い、現場の推移を把握し、建設工事又は委託業務の円滑な進行に配慮しなければならない。

第7 監督員の心構え

1 監督職員は、建設工事又は委託業務の目的によって、設計図書及び契約担当者の指示を十分把握した上で建設工事又は委託業務の監督に努めなければならない。

2 監督職員は、契約内容のほかに現場又は業務内容において新たな事態が発生したときは、契約担当者に報告しなければならない。

第8 建設工事又は委託業務の促進

1 監督職員は、工程表に従い建設工事又は委託業務が計画どおり進捗するよう請負者又は受託者を督励しなければならない。

2 請負者又は受託者が正当な理由もなく建設工事又は委託業務に着手しないとき、建設工事又は委託業務を中止しているとき、その他契約の履行に誠意が認められず、契約の工期中に完成が見込めないと判断するときは、事情を調査し、契約担当者に報告しなければならない。

第9 請負者又は受託者に対する指示、承諾及び協議

1 監督職員は、建設工事にあつては請負者、委託業務にあつては受託者に指示するときは、指示書（様式第4号）により指示しなければならない。

2 監督職員は、請負者又は受託者から承諾願いが提出されたときは、その内容を調査し、承諾を与えるものとする。

3 監督職員は、請負者又は受託者から協議がなされたときは、対等の立場で取扱い、その内容を調査しなければならない。その取扱いについては、次によるものとする。

(1) 契約担当者の権限とされる事項については、調査内容に監督職員の意見を付して報告し、その指示を受けなければならない。

(2) 契約担当者から委任された権限及び監督職員の権限とされるものについては、第4の2の区分により監督職員が処置し、請負者又は受託者からの協議等については協議書（様式第5号）及び指示書により処置する。

第10 支給材料、貸与物品及び残材料

1 監督職員は、請負者又は受託者に支給材料を引き渡すとき、機械器具及びその他物品を貸与するとき、又は請負者がこれを返還するときは、これに立会し、種別、規格、数量その他物品の状態等を確認し記録しておかなければならない。

2 監督職員は、請負者又は受託者から発生物件の引き渡しを受けるときは、引き渡し

場所を指定し、現場発生物件調書を作成検収し、その結果を契約担当者に報告するとともに、これを引き継がなければならない。

第11 工事の立会

監督職員は、材料を調査して目的物を製造するもの、又は水中、地下に埋設する工事その他の建設工事で完成後では外面から確認が不可能、又は困難なものについては、建設工事の施工にあって必要に応じて立会して確認し、写真、品質、出来形管理資料等の整備をさせておかなければならない。

第12 臨機の処置

監督職員は、災害防止その他建設工事及び委託業務の施行上、請負者又は受託者に臨機の処置を取らせる必要があると認めるときは、契約担当者に報告し、指示を受けて請負者又は受託者に指示しなければならない。ただし、緊急の場合でやむを得ない事情があるときはこの限りでない。この場合においては、監督職員の判断により処置し、契約担当者に報告しなければならない。

第13 工事又は業務中の事故等の処置

監督職員は、工事又は業務中の事故又は第三者に損害を与える等不慮の事故が発生したときは直ちに契約担当者に報告し、指示を受けて処置しなければならない。ただし、緊急の場合でやむを得ない事情があるときはこの限りでない。この場合においては、^{てん}急処置し、その顛末について契約担当者に報告しなければならない。

第14 災害の調査

監督職員は、天災その他不可抗力により、工事の出来形部分、仮設物、搬入機材等に損害が生じた旨を請負者から報告を受けたときは、直ちにその実態を調査し、契約担当者に報告しなければならない。

第15 検査の立会

監督職員は、当該工事又は業務の検査において原則としてこれに立会し、また検査実施のため検査員から求められたときは関係資料及び物件の提示並びに説明をしなければならない。

第16 手直し工事又は業務の確認

監督職員は、検査において検査員が工事又は業務の改造、補修等の手直しを指示した事項については、その履行を確認し、結果を契約担当者に報告しなければならない。

様式〔略〕